

医療機関の実情に応じて、やむを得ず、医療措置協定を締結しないことも想定されますが、

協定締結に係る調査には、全ての医療機関が必ず御回答ください。 ※回答方法はp12

(改正感染症法において、「協議に応じる義務」の規定が創設されました(第36条の3第2項))

医療措置協定について

茨城県保健医療部感染症対策課

改正感染症法における新興感染症患者への医療提供体制

- 改正感染症法により、県知事と医療機関管理者との間で、新興感染症の発生時における「医療提供体制の確保に関する協定」（= 医療措置協定）を締結し、平時から備えていくこととされました。
- 県では、病院・診療所の別、診療科等を問わず、県内すべての医療機関と医療措置協定に係る協議を行い、より多くの医療機関の皆様と協定を締結したいと考えています。



従来の感染症指定医療機関

- 特定感染症指定医療機関〔病院〕
- 第一種感染症指定医療機関〔病院〕
- 第二種感染症指定医療機関〔病院〕
- 結核指定医療機関〔病院・診療所・薬局〕

～改正の概要～

従来の感染症指定医療機関に『協定指定医療機関』を追加

法改正後の感染症指定医療機関

- 特定感染症指定医療機関 ※変更なし
 - 第一種感染症指定医療機関 ※変更なし
 - 第二種感染症指定医療機関 ※変更なし
 - 結核指定医療機関 ※変更なし
- 【新設】**
- **第一種協定指定医療機関**〔病院・診療所〕
病床の確保
 - **第二種協定指定医療機関**〔病院・診療所・薬局〕
発熱外来の実施、自宅療養者等への医療の提供等

→ その他、後方支援・医療人材派遣に係る協定を締結した医療機関

医療措置協定の種類と求められる役割

- 新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、新興感染症の国内発生から約半年間で、コロナ対応の最大体制を目指します。



1. **病床確保**〔病院、有床診療所のみ〕 ※新興感染症発生時には、まず従来の感染症指定医療機関が対応国による発生公表後、県の要請に基づき、入院病床の即応化をお願いします。



2. **発熱外来** ※新興感染症発生時には、まず従来の感染症指定医療機関が対応国による発生公表後、県の要請に基づき、発熱患者の診察をお願いします。



3. **自宅療養者等への医療の提供及び健康観察**（自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等）
新興感染症発生・流行時には、医療機関・薬局・訪問看護事業所間で連携しながら、自宅や高齢者施設等への往診、オンライン診療、訪問看護及び医薬品対応等をお願いします。



4. 後方支援

上記1や2の実施に伴う通常医療への影響を最小限にするため、新興感染症流行初期の感染症患者以外の患者受入れや、感染症から回復後の入院患者の転院受入れをお願いします。



5. 医療人材派遣

県の要請に基づき、高齢者施設等で新興感染症患者発生時における感染制御・業務継続支援チーム※の医師や看護師等の派遣や、県内外での感染拡大時における医療機関等への医師や看護師等の派遣をお願いします。

※茨城県新型コロナウイルス感染症クラスター対策ネットワークを念頭

医療措置協定の前提条件

1. 協定が対象とする新興感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

⇒現時点では**新型コロナウイルス感染症と同程度の感染症を想定**

※新興感染症の特性などが協定の前提とは大きく異なる場合には、国においてその判断を行い、機動的に対応
→県と協定締結事業者は、協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じて対応

2. 協定の対象期間

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る発生等の公表が行われたときから、これらの感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間

(参考) 新型コロナウイルス感染症の場合

- ・ 2020/1/15 国内1例目
- ・ 2020/2/1 新興感染症への位置付けの公表（感染症法に基づく厚労大臣の発生の公表）
- ～
- ・ 2023/1/27 政府新型コロナウイルス感染症対策本部による位置付け変更等に関する対応方針の決定
- ・ 2023/4/27 厚労大臣による位置付け変更決定
- ・ 2023/5/8 5類感染症に変更

3年強

3. 協定の有効期間

3年間（以後、異議のない限り自動更新）

4. 協定の履行に関する費用

新型コロナ対応で実施したような補助制度を想定（詳細はその感染症の特性等に応じて検討）
また、平時からの設備補助等を国において検討中

医療措置協定に記載する項目

(改正感染症法第36条の3第1項各号に掲げる事項及び感染症法施行規則第19条の3第2項に定める事項)

1. 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関が実施するもの

- ①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、
④後方支援、⑤医療人材派遣 ※①～⑤の全て又はいずれか（1項目、複数項目）

2. 個人防護具の備蓄の実施について定める場合は、その内容

3. 1及び2の措置を要する費用の負担方法

4. 医療措置協定の有効期間

5. 医療措置協定に違反した場合の措置

※地域の医療提供体制全体の状況を勘案し、感染状況や医療機関の実情に即して具体的に判断

6. 1及び2の措置に係る必要な準備に係る事項

7. 医療措置協定の変更に関する事項

※協定締結後の事情変更等による協定の解除について、県との協議を規定

8. その他、知事が必要と認める事項



医療措置協定の内容

種類	内容
病床確保	(新型コロナ対応の重点医療機関の施設要件を参考) <ul style="list-style-type: none">確保している病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること都道府県からの要請後、2週間以内を目途に即応病床化すること関係学会のガイドラインなどを参考に、院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等）を適切に実施すること
	流行初期医療確保措置※ <ul style="list-style-type: none">都道府県からの要請後、1週間以内を目途に即応病床化すること入院病床が30床以上であること
発熱外来	(新型コロナ対応の診療・検査医療機関の施設要件を参考) <ul style="list-style-type: none">発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場などで診療する場合を含む。）があること発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者などを受け入れる体制を構築できること
	流行初期医療確保措置※ <ul style="list-style-type: none">都道府県からの要請後、1週間以内を目途に実施すること20人以上/日の発熱患者の診療ができること

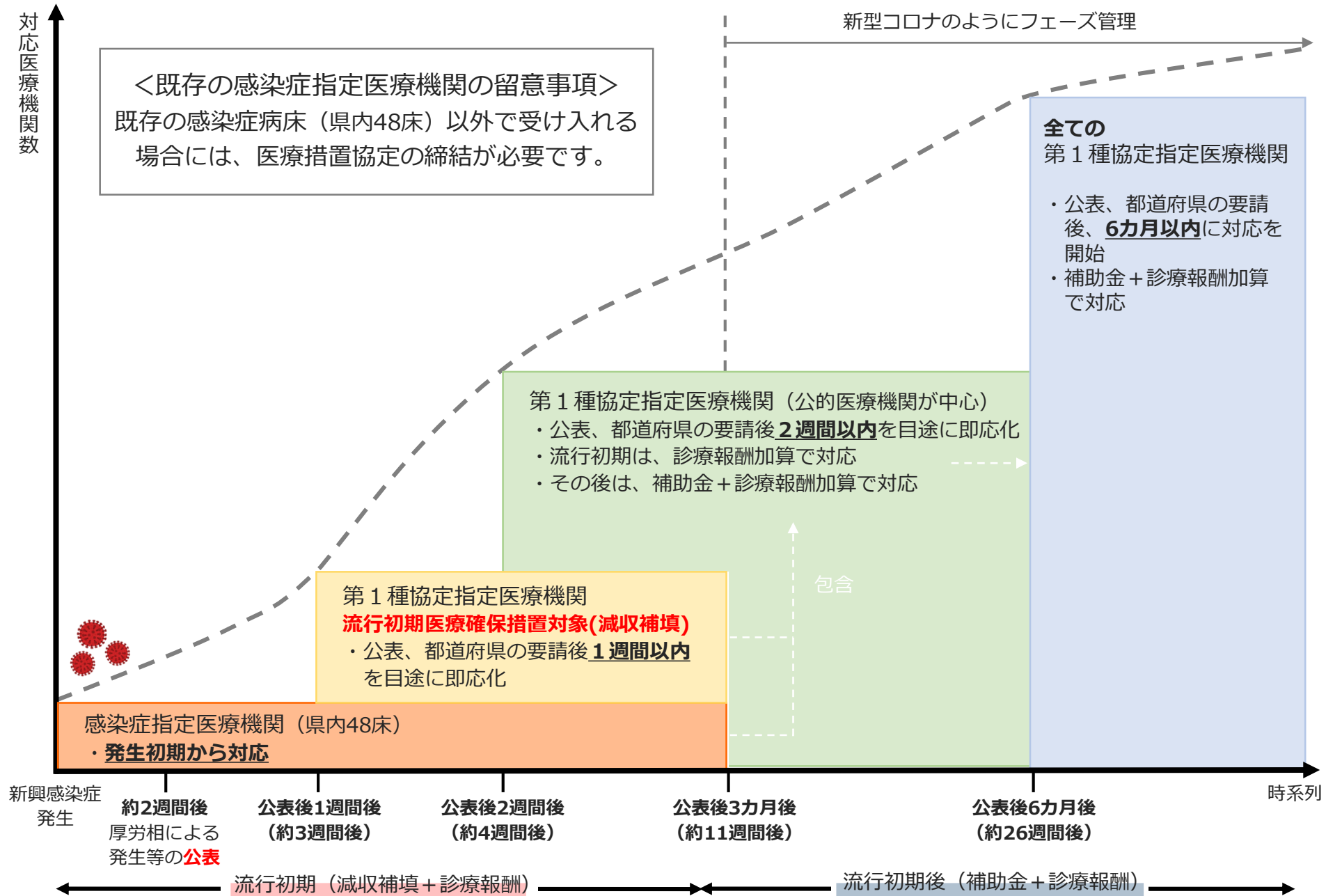
～流行初期医療確保措置とは～

- ✓ 感染症の流行初期から「病床確保」や「発熱外来」の対応を行う医療機関に対して、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間、**感染症流行前と同水準の収入を補償する制度**です。
(病床確保を行う医療機関は外来も含めた収入、発熱外来のみを行う医療機関は外来分の収入)
- ✓ 各基準は、県知事が感染症法施行規則を参酌して定めますが、現在検討中のため、後日お知らせします。
(上表に記載した基準は、改正感染症法施行規則第19条の7の内容)

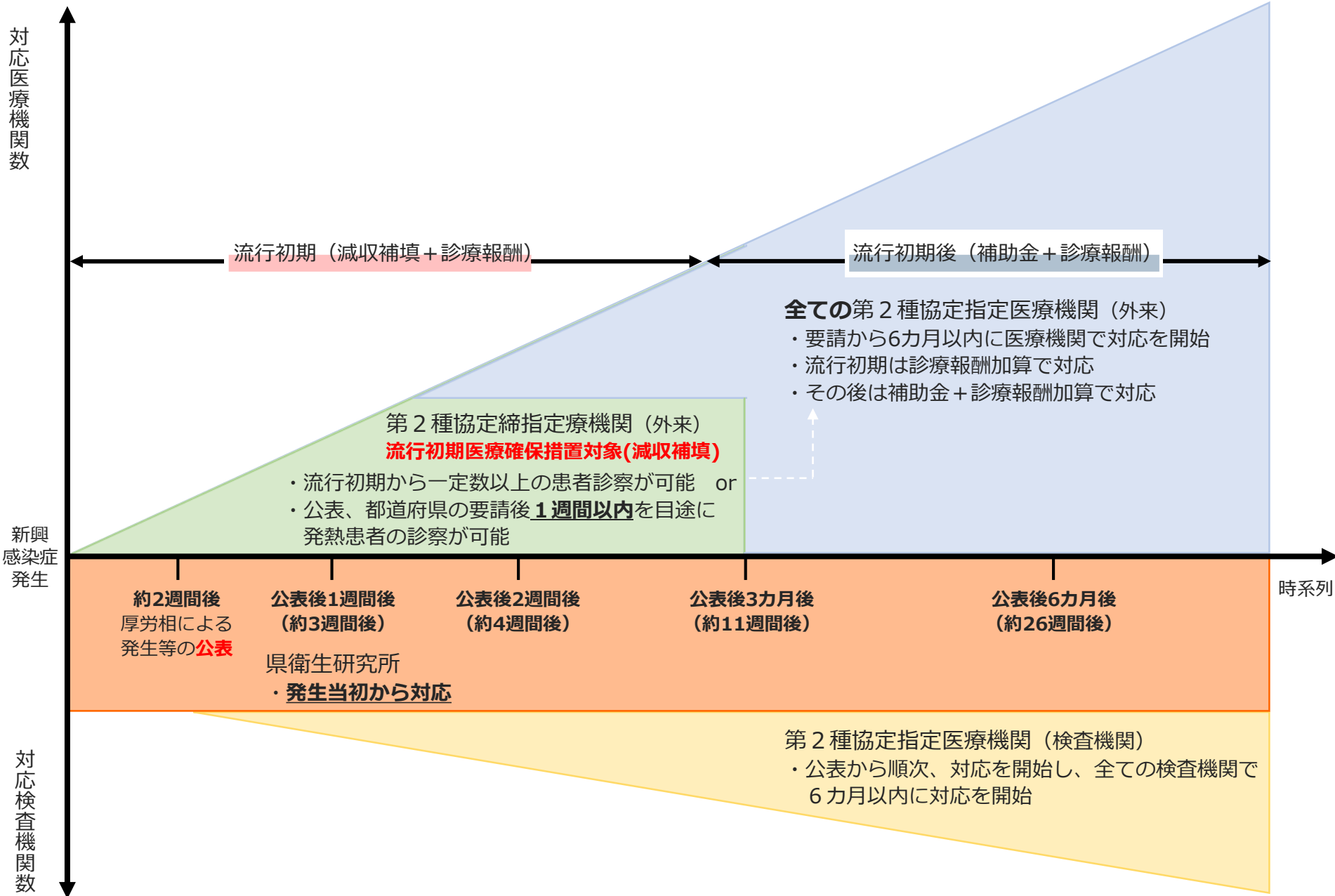
医療措置協定の内容

種類	内容
自宅療養者等への医療の提供等 (自宅・宿泊療養施設・高齢者施設での療養者等)	<ul style="list-style-type: none">医療機関－薬局－訪問看護事業所の間で連携し、自院診療・電話診療・オンライン診療・往診などの対応や、訪問看護・医薬品対応などを行うこと関係学会のガイドラインなどを参考に、感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等）を適切に実施すること
後方支援	<ul style="list-style-type: none">流行初期の感染症患者以外の患者受入れや、感染症から回復後に入院が必要な患者の転院受入れを実施すること
医療人材派遣	<ul style="list-style-type: none">自院の医療従事者への訓練・研修などを通じ、対応能力を高めること

新興感染症発生時における対応の流れ (病床)

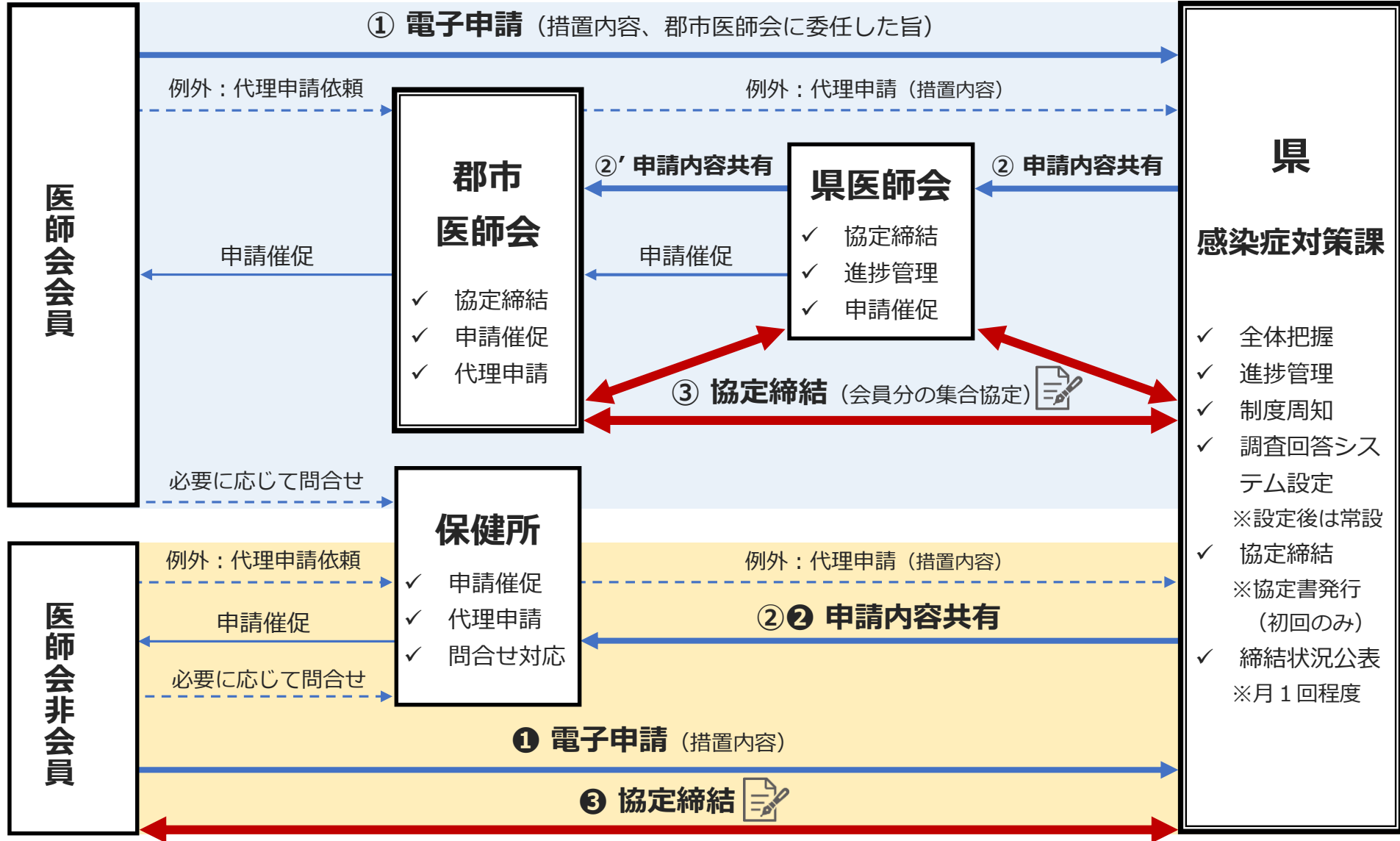


新興感染症発生時における対応の流れ (外来・検査)



医療措置協定の締結の流れ

【締結主体】 医師会会員：県医師会（会長）－ 郡市医師会（会長）－ 県（知事）
 非 会 員：当該医療機関（管理者）－ 県（知事）



※ すべての医療機関には、協定締結に係る協議に応じる義務（感染症法36の3Ⅱ）があり、締結意向がない場合でも、①①の申請が必要です。

医療措置協定の締結とその後の流れ (県のスケジュール)

新興感染症の発生・まん延に備えた体制構築

医療機関等と協定を締結

- 医師会会員
県医師会 – 郡市医師会* – 県
*医療機関を代理して締結
- 医師会非会員
医療機関 – 県

医療機関に制度を周知し、
協定締結の意向等を調査

STEP
01

2023年7～8月

STEP
03

～2024年3月

STEP
04

各医療機関が講じる措置の
内容をホームページで公表

2024年4月

STEP
02

医療機関と協定に関する協議

(医療機関は電子申請システムで
協定締結の意向を回答*)

2023年10月～

※次ページを参照し、回答必須

医療機関と県との協定に関する協議の方法

- 申請システムへの回答をもって、「協議」を実施したとみなしますので、必ず御回答ください。
(改正感染症法第36条の3第2項に規定された「協議に応じる義務」の履行とみなします。)

いばらき電子申請・届出サービス **【茨城県】**

[ログイン](#)
利用者登録

[申請団体選択](#) [申請書ダウンロード](#)

[手続き申込](#) [申込内容照会](#) [職責署名検証](#)

手続き申込

[手続き選択をする](#) [メールアドレスの確認](#) [内容を入力する](#) [申し込みをする](#)

申込

選択中の手続き名: 「感染症法に基づく「医療措置協定」締結の協議について(依頼)」回答フォーム [問合せ先](#) [+開く](#)

説明 令和5年10月●日付け感対第●号「感染症法に基づく「医療措置協定」締結の協議について(依頼)」の回答フォームです。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)が令和6年4月1日に施行されることに伴い、都道府県知事は、管轄する区域内の全ての医療機関管理者と協議し、合意が成立した時は、当該医療機関が新型コロナウイルス感染症等の発生・まん延時において講ずる措置等を定める「医療措置協定」を締結いたします。つきましては、**県内全ての医療機関管理者に対し、改正感染症法第36条の3に基づく医療措置協定の締結に係る協議を実施いたしますので、県民が安心して必要な医療を受けられるよう、協定締結を前向きに御検討いただき、10月31日(火)までに御回答ください。**

なお、当該回答をもって、**回条第2項に規定する「協議に応じる義務」を履行したものと扱いますので、全ての医療機関で回答漏れのないよう御留意ください。**

1. 医療措置協定の前提条件について
(1) 対象とする新興感染症
・新型コロナウイルス感染症、指定感染症、新感染症の3つとなりますが、現時点では新型コロナウイルス感染症と同程度の感染症を想定します。

医療機関名を入力してください。 **必須**

協定書に転記しますので、「医療法人〇〇」など正式名称を入力してください。

郵便番号を入力してください。 **必須**

半角数字、ハイフンなしで入力してください。

郵便番号 [住所検索](#)

所在地を入力してください。 **必須**

住所

1 病床の確保について

(1) 病床確保の有無 **必須**

確保ありの場合は、(2)(3)各項目をご回答ください。 → (2) 病床確保ありの場合、最大確保病床数

- 確保あり
 確保なし

[選択解除](#)

(3) 病床確保ありの場合、流行初期期間の最大確保病床数

流行初期期間とは、発生等の公表が行われてから3カ月程度を指します。

 床

2 発熱外来の実施について

(1) 発熱外来の実施の有無 **必須**

実施する場合は、(2)各項目をご回答ください。 → (2)-1 実施する場合、1日あたりの最大診療患者数

- 実施する 日
 実施しない

[選択解除](#)

(2)-2 実施する場合、1日あたりの最大PCR検査数

 日

3 自宅療養者等対応について

(1) 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察実施の有無 **必須**

※自宅療養者等への医療の提供及び健康観察実施に関する施設要件

- ・医療機関-薬局-訪問看護事業所の間で連携し、自院診療・電話診療・オンライン診療・往診などの対応や、訪問看護・医薬品対応などを行うこと
- ・関係学会のガイドラインなどを参考に、院内感染対策を適切に実施すること

実施する場合は、(2)各項目をご回答ください。 → (2)-1 実施する場合、電話/オンライン診療の対応可否

- 実施する 対応可能
 実施しない 対応不可

[選択解除](#)

[選択解除](#)

〈参考〉改正感染症法（医療措置協定関連抜粋）

（公的医療機関等の医療の提供の義務等）

- 第36条の2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（中略）に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国が開設する医療機関その他の厚生労働省令で定める法人が開設する医療機関（以下「**公的医療機関等**」という。）並びに**地域医療支援病院**（中略）及び**特定機能病院**（中略）の管理者に対し、次に掲げる措置のうち**新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの**（中略）及び**当該措置に要する費用の負担の方法その他の厚生労働省令で定める事項について、通知するものとする。**
- 一 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を**入院**させ、必要な医療を提供すること。
 - 二 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の**診療**を行うこと。
 - 三 第44条の3の2第1項（中略）又は第50条の3第1項の厚生労働省令で定める医療を提供すること及び第44条の3第2項（第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第50条の2第2項の規定により**新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者の体温その他の健康状態の報告**を求めること。
 - 四 前3号に掲げる措置を講ずる医療機関に代わって**新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者以外の患者に対し、医療を提供すること。**
 - 五 第44条の4の2第1項に規定する**新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者、同項に規定する新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者、（中略）指定感染症医療担当従事者、（中略）指定感染症予防等業務関係者、（中略）新感染症医療担当従事者又は（中略）新感染症予防等業務関係者を確保し、医療機関その他の機関に派遣すること。**
 - 六 その他厚生労働省令で定める措置を実施すること。
- 2 **公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に基づく措置を講じなければならない。**
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知の内容を公表するものとする。

（医療機関の協定の締結等）

- 第36条の3 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症**に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある**医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「**医療措置協定**」という。）を締結するものとする。**
- 一 前条第1項各号に掲げる措置のうち**新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの**
 - 二 第53条の16第1項に規定する**個人防護具の備蓄の実施について定める場合**にあっては、その内容
 - 三 前2号の措置に要する**費用の負担の方法**
 - 四 **医療措置協定の有効期間**
 - 五 **医療措置協定に違反した場合の措置**
 - 六 その他**医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの**
- 2 **前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。**
- 3 都道府県知事は、**医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第1項の規定による協議が調わないときは、医療法第72条第1項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。**
- 4 **都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。**
- 5 都道府県知事は、**医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。**
- 6 前各項に定めるもののほか、**医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。**

（都道府県知事の指示等）

- 第36条の4 都道府県知事は、**公的医療機関等の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを指示**することができる。
- 一 第36条の2第1項の規定による**通知に基づく措置**
 - 二 当該**公的医療機関等が医療措置協定を締結している場合**にあっては、当該**医療措置協定に基づく措置**
- 2 都道府県知事は、**医療機関（公的医療機関等を除く。以下この条において同じ。）の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告**することができる。
- 一 第36条の2第1項の規定による**通知に基づく措置**
 - 二 当該**医療機関が医療措置協定を締結している場合**にあっては、当該**医療措置協定に基づく措置**
- 3 都道府県知事は、**医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し、必要な指示**をすることができる。
- 4 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による指示をした場合において、これらの指示を受けた**公的医療機関等又は医療機関の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかったときは、その旨を公表**することができる。

＜参考＞ 関係資料

➤ 「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について

(令和5年5月26日付け医政地発0526第4号・医政産情企発0526第2号・健感発0526第15号厚生労働省医政局地域医療計画課長・医政局医薬産業振興・医療情報企画課長・健康局結核感染症課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

➤ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について（通知）

(令和4年12月9日付け医政発1209第22号・産情発1209第2号・健発1209第2号・生食発1209第7号・保発1209第3号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長・官房生活衛生・食品安全審議官・保険局長通知)

- ・通知 <https://www.mhlw.go.jp/content/001022538.pdf>
- ・官報1 <https://www.mhlw.go.jp/content/001022539.pdf>
- ・官報2 <https://www.mhlw.go.jp/content/001022544.pdf>
- ・官報3 <https://www.mhlw.go.jp/content/001022545.pdf>

➤ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）

(令和5年5月26日付け医政発0526第11号・産情発0526第2号・健発0526第4号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001102407.pdf>